

市政への市民参画ガイドライン（平成22年7月13日）新旧対照表

現行	改正後
はじめに （略） I ～ II （略） Ⅲ 市政への市民参画のしくみ 1 ～ 3 （略） 4 市民参画の方法 市民参画には様々な方法がありますが、参画対象である計画や条例等に 応じて、次のような方法を組み合わせて行います。 実施に当たっては、市民に対して、十分な周知を図るとともに、随時、 実施結果を公表します。 （１） 意向調査の実施 市民アンケート等、あらかじめ用意した設問について、多数の対象者 から回答を得る方法をいいます。 この方法は、市民の意見を幅広く聞き取ることのほか、市民の現状・ ニーズや客観的な基礎データを把握することができます。 （２） パブリックコメントの実施 計画等の策定過程で、その計画等の趣旨、内容、その他必要な事項を 公表し、市民に意見を求め、提出された意見等に対する市の執行機関の 考え方をとりまとめ、案の決定に考慮するとともに、その結果を公表す る方法をいいます。 パブリックコメントは「花巻市パブリックコメント制度に関する指 針」に基づき実施します。 この方法は、広く市民を対象としているため、市民が参加しやすく、 事前に内容を市民に対して公表することで計画等の方向性が分かるほ か、幅広く多様な市民の意見を聞くことができます。 （３） 意見交換会の開催 市の執行機関と市民が直接対面し、住民説明会や公聴会のように市民 の意見を聴く方法や、フォーラムやシンポジウムのように意見を交換す る方法をいいます。 この方法は、互いの意見を直接聞くことで、双方の考えを明確に知る ことができます。また、市の執行機関と市民、市民同士が共通認識を持 ち、相互に理解し合える場とすることができます。 （４） ワークショップの実施 様々な立場の市民が参加し、自由な意見を出し合い、お互いの考えを 尊重しながら、意見をまとめていく方法をいいます。 この方法は、参加した市民が主体的にかかわれるとともに情報の共有 を図ることで、課題を解決するための論議ができ、意見が異なる参加者 とも一定の合意を図ることができるほか、参加者の意見やアイデアを活 かし良い案とすることができます。 （５） 審議会その他の附属機関における委員の公募 法律又は条例によって設置され、市の執行機関の諮問等に基づき、知 識や経験を生かして調査や審議を行う、審議会その他の附属機関の委員 を公募し、審議する方法をいいます。<u>（応募者がいない場合も含みます。）</u> この方法は、学識経験者などの専門的な意見は勿論のこと、公募した 委員が加わることにより、市民感覚の意見も出され、より一層の活性化 が期待されます。 （６） 上記のほか適切と判断される方法 （参考例） ア 関係団体等からの意見聴取 <u>（５）</u>で公募枠を設けていない場合、要綱等により設置された私的	はじめに （略） I ～ II （略） Ⅲ 市政への市民参画のしくみ 1 ～ 3 （略） 4 市民参画の方法 市民参画には様々な方法がありますが、参画対象である計画や条例等に 応じて、次のような方法を組み合わせて行います。 実施に当たっては、市民に対して、十分な周知を図るとともに、随時、 実施結果を公表します。 （１） 意向調査の実施 市民アンケート等、あらかじめ用意した設問について、多数の対象者 から回答を得る方法をいいます。 この方法は、市民の意見を幅広く聞き取ることのほか、市民の現状・ ニーズや客観的な基礎データを把握することができます。 （２） パブリックコメントの実施 計画等の策定過程で、その計画等の趣旨、内容、その他必要な事項を 公表し、市民に意見を求め、提出された意見等に対する市の執行機関の 考え方をとりまとめ、案の決定に考慮するとともに、その結果を公表す る方法をいいます。 パブリックコメントは「花巻市パブリックコメント制度に関する指針」 に基づき実施します。 この方法は、広く市民を対象としているため、市民が参加しやすく、 事前に内容を市民に対して公表することで計画等の方向性が分かるほ か、幅広く多様な市民の意見を聞くことができます。 （３） 意見交換会の開催 市の執行機関と市民が直接対面し、住民説明会や公聴会のように市民 の意見を聴く方法や、フォーラムやシンポジウムのように意見を交換す る方法をいいます。 この方法は、互いの意見を直接聞くことで、双方の考えを明確に知る ことができます。また、市の執行機関と市民、市民同士が共通認識を持 ち、相互に理解し合える場とすることができます。 （４） ワークショップの実施 様々な立場の市民が参加し、自由な意見を出し合い、お互いの考えを 尊重しながら、意見をまとめていく方法をいいます。 この方法は、参加した市民が主体的にかかわれるとともに情報の共有 を図ることで、課題を解決するための論議ができ、意見が異なる参加者 とも一定の合意を図ることができるほか、参加者の意見やアイデアを活 かし良い案とすることができます。 （５） 審議会その他の附属機関における委員の公募 法律又は条例によって設置され、市の執行機関の諮問等に基づき、知 識や経験を生かして調査や審議を行う、審議会その他の附属機関の委員 を公募し、審議する方法をいいます。 _____ この方法は、学識経験者などの専門的な意見は勿論のこと、公募した 委員が加わることにより、市民感覚の意見も出され、より一層の活性化 が期待されます。 （６） 上記のほか適切と判断される方法 （参考例） ア 関係団体等からの意見聴取 <u>審議会その他の附属機関</u>で公募枠を設けていない場合、要綱等によ

諮問機関、計画策定のために設置した組織、計画等に関係のある団体、関係者などから直接具体的な意見を聴取する方法をいいます。 イ 市民会議の開催 計画等の策定過程で市民の意見や考え方を反映するための会議を組織し、市民と市の執行機関又は市民同士が、自由な論議により、意見等を取りまとめ提案する方法をいいます。 ５～７ （略）	り設置された私的諮問機関、計画策定のために設置した組織、計画等に関係のある団体、関係者などから直接具体的な意見を聴取する方法をいいます。 イ 市民会議の開催 計画等の策定過程で市民の意見や考え方を反映するための会議を組織し、市民と市の執行機関又は市民同士が、自由な論議により、意見等を取りまとめ提案する方法をいいます。 ５～７ （略）
---	---